

国(厚生労働省)の施策

# 2020年度 両立支援等助成金のご案内

職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

- |                |                   |                           |
|----------------|-------------------|---------------------------|
| 職業生活と家庭生活の両立支援 | 男性の育児休業取得を促進!     | 1.出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)  |
|                | 仕事と介護の両立支援!       | 2.介護離職防止支援コース             |
|                | 仕事と育児の両立支援!       | 3.育児休業等支援コース              |
|                | 育児・介護等による退職者の再雇用! | 4.再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金) |
| 女性活躍推進         | 女性の活躍を推進!         | 女性活躍加速化コース                |

## 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

※支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。  
※生産性要件や、1事業主あたりの支給回数および中小企業の範囲など詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得 個別支援加算	57万円(72万円) 10万円(12万円)	28.5万円(36万円) 5万円(6万円)
② 2人目以降の育休取得 個別支援加算	a育休 5日以上:14.25万円(18万円) b育休 14日以上:23.75万円(30万円) c育休1か月以上:33.25万円(42万円) 5万円(6万円)	a育休 14日以上:14.25万円(18万円) b育休1か月以上:23.75万円(30万円) c育休2か月以上:33.25万円(42万円) 2.5万円(3万円)
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円(36万円)	14.25万円(18万円)

## 2 介護離職防止支援コース

中小企業事業主のみ対象

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた 中小企業事業主に支給します。

※A・Bとも1事業主1年度5人まで支給。

	支給額
A 介護休業 休業取得時	28.5万円(36万円)
職場復帰時	28.5万円(36万円)
B 介護両立支援制度	28.5万円(36万円)

## 3 育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

### I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可。

	支給額
A 休業取得時	28.5万円(36万円)
B 場復帰時	28.5万円(36万円)
職場支援加算	19万円(24万円)※「B 職場復帰時」に加算して支給

※A・Bとも1事業主2人まで支給(雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人)

### II 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

	支給額
支給対象労働者1人当たり	47.5万円(60万円)
有期雇用労働者の場合に加算	9.5万円(12万円)

※1事業主あたり1年度10人まで支給。(5年間)

### III 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

※制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみ申請は不可。

※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。1事業主当たりの上限は、A:200時間<240時間>、B:20万円<24万円>まで。

	支給額
制度導入時	28.5万円(36万円)
制度利用時	A:子の看護休暇制度1,000円<1,200円>×時間 B:保育サービス費用補助制度実費の2/3

お問い合わせ先 宮崎労働局雇用環境・均等室 電話番号:0985-38-8821

働き方改革についての相談窓口、専門家派遣・出張相談、働き方改革セミナー等

## みやぎ働き方改革推進支援センター

0120-975-264 月曜日～金曜日(休日:土・日・祝日・年末年始)9:00～17:00  
宮崎市橋通東4-1-4 宮崎河北ビル7F FAX.0985-35-3923 E-mail desk@ahc-net.co.jp

宮崎県の施策

あなたの会社も

# 「仕事と生活の両立応援宣言」 しませんか?

宮崎県では、「仕事と生活の両立応援宣言」  
企業を募集しています!

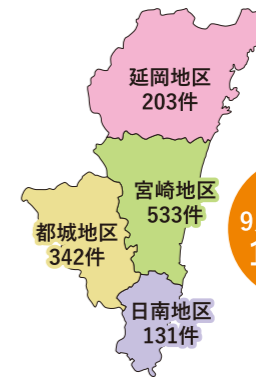
### 「仕事と生活の両立応援宣言」とは

企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」の取組みを宣言してもらう制度です。県では、宣言企業・事業所を登録し、宣言書を交付します。

※宮崎県内に事業所がある、全ての企業・事業所から募集します。

※事業所規模は問いません。

仕事と生活の  
両立応援企業



令和2年  
9月1日現在  
1,209件



従業員のモチベーションアップ

仕事の効率化

企業のイメージアップ

### 宣言に取り組むと…

#### 1 職場の活性化につながります!

職場の活性化につながります。働きやすい職場になることで従業員のやる気が高まります。これにより、優秀な人材の確保・定着を図ることができます。

#### 2 イメージアップできます!

県のホームページや刊行物などで広く紹介します。ホームページでは会社のホームページへのリンクも設定できるので、会社のアピール、イメージアップにつながります。

#### 3 次世代法に基づく行動計画の公表先として活用できます!

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表もあわせて行うことができます。

## 登録企業・事業所の声

- 問合せが増え、会社のアピールになっている。
- 新規採用の際、働きやすい職場として紹介できるようになった。
- 子どもや家庭の事などの相談ができるようになり、お互い理解し合えるようになったため、仕事のフォローもスムーズになった。

- 宣言したことで事業所側も積極的に有給休暇の取得を促すような雰囲気になった。
- 有給休暇の計画的な取得やノ残業に努める日が定着してきた。また、非効率な仕事を見直す意識も高まってきた。
- 子どもに合わせて仕事を休む事ができ、仕事と家庭を両立しやすい環境になったと感じている。

### 登録方法

下記お問い合わせ先へお電話いただければ申込書を郵送いたします。宣言登録申込書を、下記お問い合わせ先へEメール又は郵送・FAXでご提出ください。申込書・記載例はホームページよりダウンロードできます。

宣言企業についての詳細は、県庁ホームページをご覧ください!

宮崎県 仕事と生活の両立 検索

お申込み・  
お問い合わせ先

## 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)  
電話番号:0985-26-7106 メールアドレス:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

